

警報等の発表に伴う児童の登下校について

◎美濃市に暴風・大雨・洪水警報・暴風雪警報・特別警報が発表された場合

1 児童が登校する以前に発表された場合

- (1) 警報が解除されるまで、自宅に待機させる。
- (2) 始業時刻2時間前（午前6時10分）までに警報が解除された場合は、平常通り授業を始める。
- (3) 始業時刻2時間前（午前6時10分）より午前11時までに警報が解除された場合は、解除2時間後の時刻を目安に安全を確かめ集団登校する。詳しい登校時間は、メールで知らせる。
- (4) 午前11時以降に解除された場合は、授業は中止して休みとする。
- (5) ただし、(2) (3) の場合において、道路や橋の損壊などで危険な場合、交通機関停止の場合、自家の被害が著しい場合には、登校には及ばない。その理由で登校ができない場合は、学校に知らせる。

2 児童が登校してから警報が発表された場合

- (1) 警報発令時の気象状況（台風の中心位置、規模、進行速度、方向等）、交通機関の状況等を判断して、保護者への緊急引渡しを実施する。緊急引き渡しの時間については、メールで知らせる。
- (2) 戸外の通行が危険と認められる場合には、その危険がなくなるまで学校の安全な場所で待機させる。

◎大雪等の警報が発表された場合

- ・特別な指示がない限り、学校は平常通り授業を行う。
- ・保護者は、安全に登校できることを確かめてから登校させる。ただし、道路の状況等で危険と判断される場合は、家庭で待機させ、学校に連絡する。

◎東海地震注意報・予知情報・警戒宣言が発表された場合

	注意報発令時	予知情報発令時 警戒宣言発令時	備考
登校前	自宅待機	自宅待機	※状況に応じて、保護者への迎えを依頼する。
登校中	帰宅	安全な場所へ避難	
授業中	帰宅	安全な場所へ避難	
下校中	帰宅	安全な場所へ避難	

※ この文章は、ご家庭で掲示してください。